

令和6年第1回広尾町議会定例会 第1号

令和6年3月5日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 防災公園整備に係る調査特別委員会報告
- 7 行政報告
- 8 令和6年度予算の概要
- 9 議案第 4号 広尾町使用料・手数料等審議会条例の制定について
- 10 議案第 5号 広尾町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 11 議案第 6号 広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画運営推進委員会条例の一部改正について
- 12 議案第 7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正について
- 13 議案第 8号 広尾町監査委員条例の一部改正について
- 14 議案第 9号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について
- 15 議案第10号 広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 16 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 17 議案第12号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 18 議案第13号 広尾町介護保険条例の一部改正について
- 19 議案第14号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 20 議案第15号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 21 議案第16号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 22 議案第17号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

23 議案第18号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正について

24 議案第19号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也
兼 老人福祉センター所長	宝 泉 大
地域包括支援センター長	村 上 洋 子
兼 健康管理センター長	保 坂 一 也
健康管理センター次長	三 浦 直 子
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭 力

兼子育て世代包括支援センター長	浜 頭	力
認定こども園ひろお保育園長	佐々木	みゆき
認定こども園ひろお保育園副園長	船田	光 恵
兼豊似保育園長	船田	光 恵
特別養護老人ホーム所長	金石	輝 義
兼養護老人ホーム所長	金石	輝 義
農 林 課 長	及川	隆 之
兼町営牧場長	及川	隆 之
水産商工観光課長	室谷	直 宏
水産商工観光課長補佐	山田	雅 樹
建設水道課長	寺井	真 樹
建設水道課長補佐	三上	昌 樹
建設水道課長補佐	川崎	幸 一
兼下水終末処理センター長	寺井	真 弘
港湾課長	安岡	伸 一
港湾課長補佐	須田	圭 一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原	康 博
管 理 課 長	山 畑	裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦	弘 樹
学校給食センター所長	山 岸	達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺	將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺	將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺	將 人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田	廣 行
併 書 記 長	山 崎	勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤 田	佳 幸
併 書 記 長	白 石	晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木	孝 俊
-------	-----	-----

併 書 記 長 山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 大 森 康 雄
事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基
事 務 局 次 長 佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補 佐 々 木 琴 葉

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和6年第1回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
2月28日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いをします。
次に、本定例会に、町長から議案34件を受理しております。
また、議会から意見書案1件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和5年11月から令和6年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いをします。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思いをします。
一般質問は4人の議員から通告があり、3月7日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。
本件に対する委員会の報告は、本日5日から3月13日までの9日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日5日から13日までの9日間にしたいと思います
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 5 日から 3 月 13 日までの 9 日間とすることに決しました。

◎日程第 4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第 4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書 33 ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（前崎） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

令和 5 年第 4 回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日、令和 6 年 2 月 7 日水曜日。

（2）番の開催場所以下、記載のとおりであります。

2 の調査の内容です。

第 9 期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画及び第 4 期広尾町障害者計画について、調査資料により説明を受けております。

（1）、第 9 期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）まで 3 年間となっております。

1）、計画策定の背景。

介護保険事業計画は、3 年を 1 期として策定することになっており、制度を開始した平成 12 年度を 1 期とし、令和 6 年度から令和 8 年度までを第 9 期計画として計画策定をしている。団塊の世代が高齢者になる今後を見据え、介護サービスなどを令和 17 年度まで推計している。

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に策定するため、見直しを行っており、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の構築に向け基本的な目標を定め、取り組む施策を明示している。

計画の策定は、広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画運営推進委員会を 3 回開催し審議している。

2）、第 9 期計画の基本方針。

第 6 次まちづくり推進総合計画のまちづくり基本目標を目指して推進している。

生産年齢人口が減少する中、高齢化の進展に伴う高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加や 85 歳以上の人口増加に伴い、認知症などの高齢者の増加が見込まれる中、介護人材などの確保等の体制づくりが不可欠となっている。

令和 2 年度に社会福祉法の一部改正が行われ、介護保険制度の地域ケアシステムの基盤を生かした取組が進められている。

高齢者、障がい者等の抱える複合化・複雑化した生活課題・ニーズに対応できるよう重層的支援

体制の推進を図る必要があり、団塊の世代が後期高齢者になる令和7年及び現役世代が急減する令和32年を見据え取り組む必要がある。

3)、第9期計画の基本理念。

基本理念1、健康寿命を延ばし、自分らしい生活を最期まで送ることができる町。

基本理念2、ネットワークを築き、見守り、支え合える町。

基本理念3、介護が必要になっても、誰もが選択と意思決定ができる町。

4)、第9期計画の基本目標。

以下の9項目となっております。

5)、第9期介護保険料。

現行は9段階でありますけれども、第1段階基準額、負担割合は0.285、月額1,254円、年額1万5,000円。

第5段階基準額、負担割合が1.0、月額4,400円、年額5万2,800円。

第13段階基準額、負担割合が2.4、月額1万600円、年額12万7,200円となっております。

なお、後ほど行政報告で当該計画について、詳細についての説明が予定されておりますので、ご承知ください。

次、(2)、第4期広尾町障害者計画（令和6年度～令和8年度）までの3年間であります。

1)、計画策定の背景。

障害者計画は、障がい者のための施策に関する方向を示す「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス及び生活支援等の提供体制の円滑な実施をするために策定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく、障がい児支援の提供体制の確保を示す「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する。

計画の策定は、「広尾町障害者計画策定委員会」を3回開催し、審議をしてきた。

2)、第4期計画の目標。

基本目標、「誰もが安心して暮らせる 支えあいのまちづくり」。

3)、第4期計画の体系であります。

①、相談体制、福祉サービスの充実。

②、保健・医療の充実。

③、ライフステージにあった支援体制の充実。

④、安心・安全な生活環境の整備。

⑤、理解と交流の推進となっております。

主な質疑の内容であります。

委員から、介護保険の持続可能で円滑な運営を図っていく上での課題は。町からの説明であります。保険料収入、公費負担、準備基金を運用して町民に負担をかけないように運営していく。第9期計画の介護保険料は据え置く予定であるが、第10期以降は準備基金の保有額の関係で上げなくてはならなくなるか懸念をしている。

委員、介護等における人材確保の見通しは。町の説明であります。介護職員初任者研修の開催や

就学資金貸付制度の創設に取り組んでいるが、初任者研修は希望者が少なく開催を断念した経緯がある。また、貸付制度の利用者もいまだになく、どちらも機能していないのが実態であり、改善が必要と考えている。

委員、ショートステイのサービス量が、第8期の令和3年度は年176日、4年度は116日の実績値から比較すると、第9期計画は年12日と極端に乖離しているが、その要因は。町の説明、令和5年9月の実績を参考により算定した数値で、建て替えによる特別養護老人ホームが地域密着型になることが影響している。

委員、介護保険料が第9期計画から、現行9段階から13段階になるが、第1段階から第3段階までの減額額と、第10段階から第13段階までの増額額はどのようになるか。町の説明、算定した資料はないが、基本的には第10段階から第13段階までの増額分で減額分を充当するもので、全体としては増減しないと思われる。

委員から、特別養護老人ホームのショートステイが10床から1床になることで、希望日に利用できなくなることが懸念されるが。町の説明、特別養護老人ホームの入所者が入院することで空床となることから、それを利用することを想定している。

委員から、役場にあるオストメイトトイレが奥まっついて分かりにくいのでは。また、健康管理センターや町立病院などにも設置されているのか。町の説明、オストメイトトイレの設置公共施設は、役場庁舎、図書館、本通5丁目公衆トイレの3施設となっている。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書37ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田雅二議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 令和5年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

委員会の開催状況であります。開催日は令和6年2月9日であります。

開催場所から出席、欠席の委員、職員については、記載のとおりなので省略させていただきます。

調査の内容であります。サンタランド事業についてであります。

サンタランド事業については、資料に基づき説明を受けました。

サンタランドの誕生と歴史については、ちょっと長くなりますが、昭和55年9月のノルウェー第2の都市ベルゲン市の国立水族館とシーサイドパーク広尾の海洋水族科学館が姉妹提携したことが縁でノルウェーとの交流が始まりました。首都オスロ市がノルウェー・サンタランドとして世界中の子どもたちから届くサンタクロース宛ての手紙に対し、返事のクリスマスカードを送っていることに注目した広尾町が、これを日本の子どもたちにもぜひ伝えたいと考えオスロ市に相談し、当時の市長のノーデングゲン氏から広尾町を国外初、日本で唯一の「サンタランド」とする旨の認定書が昭和59年11月に贈られました。これが「広尾サンタランド」の誕生となります。この認定書には「愛と平和、感謝と奉仕」のサンタランドの基本理念に基づく活動を通じ、若い世代を中心とした交流と相互理解が促進されることを希望するとともに、相互協力の必要性がつつられてあります。認定を受けた広尾町は昭和59年12月から活動を開始しまして、平和のシンボルであるクリスマスツリーを全国各地に贈るなど平和の灯をともしり一点灯式をはじめ、昭和60年からは「広尾サンタメール」、現在は「ひろおサンタカード」であります。この事業に着手しました。現在は、日本郵便株式会社の後援を得ながら独自のクリスマスカードにより事業展開を行い、令和5年度で39回目、そして約222万通を日本国内や世界各地へ届けています。平成26年度からは社会性のある役割を担う具体的な取組として、「子供の夢を応援するプロジェクト」を立ち上げ、サンタカードの申込金の一部を児童養護施設等の子どもたちのクリスマスプレゼント代として活用し、親と暮らせない子どものクリスマスを応援しています。

2)、サンタランド事業の推進についてであります。広尾町の事業の内容の主たるものは、大丸山森林公園の管理・整備、そして観光案内所の運営、これは指定管理者によるものであります。そして、サンタランドツリー一点灯式、10月の第4土曜日であります。そしてイルミネーションの実施、町内及び各地域で行っていますが、これらの新規の項目及び変更については次のとおりであります。

広尾町北方圏交流振興会においてサンタカードの内容及びデザインの変更のために、昨年及び本年度については、生誕100年のおおば比呂司、北海道出身ですが、彼のデザインを使用しています。申込件数が昨年は減少したため、インターネット申込みについての利便性を図りました。そしてまた、募集期間についても1年を通じ、いつでも申込みできるように改善しました。次に、広告面での強化ということで、大阪市の阪急デパートでキャンペーンを行っています。そして、ノルウェー本国との交流は途絶えているのですが、大使館を通じて交流の可能性を探りたいということで、また、40周年ということで、記念事業開催時にはノルウェー大使の招致も検討しているということです。

次に、ひろおサンタカードの申込み・発送の状況についてであります。ひろおサンタカードの年別申込みは、初年度の昭和60年の2万4,000通から始まり4年後の平成元年の17万2,000通がピークとなり、その後の10年間は約10万通前後の通数となりましたが、平成12年に6万2,000通となり、10万通数を割りました。平成19年には1万7,415通と2万通を割りました。しかし、令和5年度には、速報値ではありますが、ほぼ2万通となり前年度を上回っています。令和6年度もほぼこのくらい

の通数を期待できるのではないかとされています。

主な質疑についてですが、委員から、もっと魅力あるサンタランドということでメロディーロードなどは考えられないだろうかということ。また、季節的に寒いので、透明なガラス張りのグランピングのような4、5人入れるようなものを設置できないだろうかということ。そしてまた、これについて説明ですが、メロディーロードは費用などを調べてみたい。寒くても少しでも長く滞在できるような工夫を考えてみたいということであります。メロディーロードというのは、私も初めて聞いたのですが、車が走ってくると、無人なのですが、そこで音楽が鳴るというようなもので、たしか別海町のほかに1つか2つ、北海道にあるようであります。

次に、また委員からは、ツリーの点灯式での花火は好評で楽しみにしている人が多い。プロジェクションマッピングなども用意できればよいと思う。大丸山は1月3日に閉めています、4日あるいは5日あたりでも来る人が多いので対応できないだろうか。また、大丸山の水のあるところにはタニシなどが蛍の幼虫の餌としてありまして、ニホンザリガニなども生息していました。管理条例で動植物の採取はできないことになっていますので、その辺はもっと周知されるべきだと思いますということです。また、展望台へ続く遊歩道の整備についても各課横断的に対応して欲しいと思うという質問に対しては、説明として、案内所のほうは12月26日から1月9日までは開けてはいないので、指定管理者と協議するということでもあります。ただ、2月14日のバレンタインデーからホワイトデーの3月14日までの週末は延長をしているということでもあります。花火のほうはインターネットで生配信していますが、時間的にはそれほど長くはないので、40周年ではドローンの使用など、いろいろ検討したいと思うということでもあります。

次にまた、委員からですが、まちづくり推進総合計画の中でどれが進んでいて、何が進んでいないかの評価の部分をしっかりとしてほしいということ、そして環境整備についても、藤棚の辺りとか、あるいはメインの花壇だったところが今では立入禁止になっているところなど、抜本的にてこ入れする必要があるのではないかとということでもあります。そしてまた、生息している生物のことで質疑がありましたが、町の宝とも言えます。そもそもどんなものがあるかについての調査も必要ではないかということに対して、役場としては、事業の評価については、さらに現地調査などを踏まえ検討したいということでもあります。また、高齢化のため活動していない団体も出てきていますが、みらい会議のメンバーや町民、地域おこし協力隊などの方々にお願いして、実行委員会方式での見直しなどを図っていききたいということでもあります。

以上であります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 防災公園整備に係る調査特別委員会報告

1、議長（堀田） 日程第6、防災公園整備に係る調査特別委員会報告を行います。

報告書は、各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

防災公園整備に係る調査特別委員会委員長、山谷照夫議員、登壇の上、報告願います。

1、防災公園整備に係る調査特別委員会委員長（山谷） 防災公園整備に係る調査特別委員会報告書。

令和5年6月7日開催の第2回定例会で設置され、本委員会に付託された調査事件について調査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会の概要であります。

（1）、委員会名称は、防災公園整備に係る調査特別委員会。

（2）、委員は、議長を除く全議員。

（3）、設置日は、令和5年6月7日（令和5年第2回定例会）。

（4）、設置目的、防災公園の整備に関する町民の多様な意見を受け、さらなる慎重な審査を行うことを目的に設置しました。

2、調査の経過です。

（1）、委員会。

令和5年第1回委員会（令和5年6月7日）であります。

正副委員長の互選を行い、委員長に山谷照夫委員、副委員長に前崎茂委員を選任しました。

令和5年第2回委員会（令和5年10月6日）。

町部局より、①、「公園整備構想と公園整備事業の事業費比較」、②、「公園整備構想に係る事業費変遷」、③、「公園整備構想に係る事業費財源内訳」、④、「資材、人件費単価の推移（物価高騰）」、⑤、「財政シミュレーション」について説明を受けました。

令和5年第3回委員会（令和5年11月17日）。

町部局より、①、「公園整備工事業費見直し（案）」、②、「町民交流施設基本設計」について説明を受け、質疑の内容を踏まえ議員相互間における「自由討議」により審議を行いました。

令和5年第4回委員会（令和5年11月24日）。

町部局より、①、「公園整備事業説明経過」、②、「公園整備事業事業費財源内訳」、③、「基金残高見込み」について説明を受け、質疑の内容を踏まえ議員相互間における「自由討議」により審議を行った。

令和5年第5回委員会（令和5年12月6日）。

前回委員会までの議論を踏まえ、議員相互間における「自由討議」により審議を行い、調査特別委員会（以下、特別委員会）としての提言書提出について協議をしました。

令和5年第6回委員会（令和5年12月18日）。

特別委員会としての提言書（案）について、協議・了承されました。

町長へ特別委員会としての提言書を提出（令和5年12月25日）。

委員長及び副委員長が村瀬町長へ「防災公園整備に係るあり方」の提言書を提出しました。

令和6年第1回委員会（令和6年2月15日）。

町長より「防災公園整備に係る令和6年度の事業内容」について説明を受け、調査報告書の作成を正副委員長に一任されました。

3、総括として。

防災公園整備に係る調査特別委員会では、町民の多様な意見を受け地方自治における二次代表制の一翼として、町と議会において、それぞれの機関がより一層の機能を果たしつつ取り組んでいく政策事業と認識し、特別委員会での設置から今日まで、様々な活動を通じて調査を行ってきました。

その結果を踏まえ、町長へ特別委員会として「防災公園整備に係るあり方」の提言書を提出しました。

提言書については、別紙のとおりであります。

以上をもって防災公園整備に係る調査特別委員会の報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

お諮りします。防災公園整備に係る調査は、以上で終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本調査を終了することに決しました。

これをもって防災公園整備に係る調査を終了いたします。

◎日程第7 行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和6年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の農林課所管施設の使用料に係る消費税の加算漏れについてであります。

このたび、農林課が所管する農村環境改善センター、農林人材育成支援センター、野塚交流館の3施設について、使用者から徴収する使用料に消費税分を加算せずに請求していたことが判明いたしました。加算漏れとなったのは、条例改正により使用料等の算定方法を外税に変更した平成30年4月以降の使用に係る分でありまして、施設ごとの件数及び金額は130件、総額で17万8,756円であ

ります。

加算漏れの原因といたしましては、算定方法が変更したことを担当職員が認識せずに請求事務を進めたものであります。

対応といたしまして、5年の時効が経過していない109件、15万8,066円について遡及して使用者にご負担いただくよう請求事務を進めているところであります。

職員に対しまして、日頃より各種法令や条例・規則等に基づき事務を遂行するよう指導を行っているとありますが、今後、再発防止に向けまして、より一層の徹底を図るよう指導してまいります。

このたびの事務の不手際の際し、使用者の皆様にご迷惑をおかけしたところであります。また、町民皆様の信頼を損ねたことを、この場をお借りしまして深くおわび申し上げます。

続きまして、2点目の漁業の生産実績状況についてであります。

別冊の行政報告資料1の1ページをお願いいたします。

令和5年の漁業生産は、地元水揚げ17億1,081万円、外地水揚げ6,827万円の合計17億7,908万円で、これに外来船水揚げ49億9,231万円を加え67億7,139万円となり、前年対比で115.8%、9億2,147万円の増となっております。

漁業種類別の内訳では、地元水揚げでは、毛ガニ籠漁業が2億2,761万円で、前年比3,701万円の増、それからツブ籠漁業が5,194万円で、前年比2,671万円の増になりました。しかし、沖合底引き網漁業が8億412万円で、前年比1億1,498万円の減、秋サケ定置網漁業が1億2,540万円で、前年比1億8,383万円の減、シシヤモこぎ網漁業が8,333万円で、前年比8,460万円の減などのほか、エゾバイツブ漁業などが水揚げ減となっております。

また、広尾漁協所属の船が他町村に水揚げをする外地水揚げでは、イカ釣り漁業が3,303万円で、前年比2,893万円の減、サンマ棒受け網漁業が1,860万円で、前年比3,751万円の水揚げ減となっております。

組合員以外の外来船が広尾町へ水揚げをする外来船水揚げでは、イワシ巻き網漁業が49億8,459万円でほぼ全体を占めておりまして、前年比13億2,412万円の増となったところであります。

続きまして、3点目の農業の生産状況についてであります。

次の2ページをお願いいたします。

広尾町農協の令和5年の農業生産額の概算値が示されました。畑作、畜産合わせた生産額は、表の一番下になりますが、86億6,261万円となり、過去最高額を更新したところであります。

部門別に申し上げます。畑作部門では、てん菜が高温多湿の影響を受け平年より糖分が低い結果となりましたが、7月から9月にかけての高温により畑作物全体の生育は比較的良好に推移し、生産額は前年比17.4%増の2億6,675万円となり、前年を上回る結果となりました。

畜産部門は、生乳の生産抑制に加え、夏の猛暑の影響で乳量は前年比5.8%減の6万1,391トンにとどまり、個体販売価格の低迷も続きましたが、畜産全体では前年比2.7%増の83億9,586万円の生産額となり、うち農業生産額の7割以上を占める酪農の生産額は、乳価の引上げもあり、前年比5%

増の66億4,701万円と、こちらも過去最高額を更新しているところであります。

次に、4点目の物価高騰対策緊急支援事業についてであります。

近年の物価高騰の影響を受ける地域住民に対する支援につきまして、国の補正予算に係る交付金を活用した追加の支援策がまとまりましたので、報告をいたします。

本町の緊急的な取組として、物価高騰等による町民の経済的負担の軽減及び地域経済の消費喚起を目的として、ひろお生活応援クーポン券発行事業要綱を定め、全町民を対象にクーポン券を発行し配布することといたします。

事業の詳細につきましては、行政報告資料1の3ページに記載をしております。ご確認くださいと思います。

なお、本定例会に本事業に係る補正予算案を提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、5点目の持込みごみの有料化についてであります。

現在、南十勝環境衛生センターにおいて持込みごみを無料で受け入れているところですが、2月21日に開催された南十勝複合事務組合議会において本年10月から有料とすることが決定しましたので、報告いたします。

有料となるのは燃えるごみ、燃えないごみ、燃やせないごみでありまして、金額は10キロ当たり150円ということであります。

なお、資源物につきましては、引き続き無料で受入れを行います。

本件につきましては、昨年9月から町政懇談会で周知を行ったほか、12月12日には全町民を対象とした説明会を開催いたしました。今後につきましても、広報等でさらに周知を図ってまいります。町民の皆様にはご不便やご負担をおかけいたしますが、円滑な施設運営とごみの減量化・資源化の推進といった観点からもご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、6点目の南十勝こども発達支援センター協定内容の変更についてであります。

大樹町にあります南十勝こども発達支援センターにつきましては、平成23年4月1日に中札内村、更別村、大樹町、幕別町及び広尾町の5町村により協定を結び、利用及び管理運営を行っております。

このたび、幕別町が忠類ふれあいセンターに発達支援センターのサテライトを開設することにより、令和6年3月31日をもって脱退することになりました。これに伴いまして、令和5年度までは各町村の負担割合を均等割40%と人口割60%としておりましたが、関係町村による協議会で協議した結果、令和6年度からの負担割合を均等割40%、人口割40%、そして新たに利用者負担割20%とし、幕別町脱退後の4町村で令和6年4月1日に協定を結ぶことといたしましたので、報告をいたします。

続きまして、7点目の工事請負契約の締結についてであります。

1件目ですが、工事名は広尾小学校エアコン設置工事、契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3番地2、有限会社田中建設、代表取締役田中久であります。

契約額は3,459万5,000円でありまして、工期は令和6年2月27日から令和6年3月29日までであ

ります。

工事の概要であります、施工場所は公園通南4丁目9番地1及び11番地1でありまして、工事の内容は広尾小学校の普通教室、特別教室等に計28台のエアコンの設置であります。

指名業者等の状況についてであります、有限会社田中建設、森設備工業株式会社、奥原・畑下経常建設企業体の3業者をもって入札を行い、落札率は99.1%であります。

なお、工期につきましては、令和5年度の予算であるため、工期を3月29日までとしております。国の補助対象事業であるため、当初から繰越明許の設定をすることができませんでしたが、この後、補正予算案として繰越明許費への組替えを提案させていただいております。議決をいただき次第、契約変更の手続を経て工期の延長をさせていただく予定でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2件目であります。

工事名は広尾中学校エアコン設置工事、契約の相手方は、帯広市西20条北1丁目3番30号、奥原・畑下経常建設共同企業体、代表者は株式会社奥原商会、代表取締役奥原宏であります。

契約額は4,702万5,000円でありまして、工期は令和6年2月27日から令和6年3月29日までであります。

工事の概要であります、施工場所は並木通東1丁目11番地でありまして、工事の内容は広尾中学校の普通教室、特別教室等に計28台のエアコン設置であります。

指名業者等の状況であります、有限会社田中建設、森設備工業株式会社、奥原・畑下経常建設企業体の3業者をもって入札を行い、落札率は99.0%であります。

なお、工期につきましては、先ほど申し上げましたのと同じでありますけれども、令和5年度予算であるため、工期を3月29日までとしたところであります。国の補助対象事業であるため、当初からの繰越明許費の設定を行っておりませんが、この後の補正予算案として繰越明許費への組替えを提案させていただいております。議決をいただき次第、契約変更の手続を経て工期の延長をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、8点目の第9期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画の策定についてであります。

お手元の行政報告資料2であります。冊子になっている2であります。

本計画につきましては、平成12年度から3か年を第1期として策定しており、本年度は令和3年度からの第8期計画の最終年に当たっております。令和6年度から令和8年度の第9期計画の策定に当たりましては、広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険計画運営推進委員会におきまして3回にわたり審議をいただき、先日答申をいただいたところであります。

第9期の計画では、今後3か年の高齢者人口の推計を基に、第8期計画の評価やニーズ調査の結果を踏まえ、具体的な取組といたしましては、2ページをお開きいただきたいのですが、第3章に記載をしております(1)の自立支援、介護予防・重度化防止の推進から3ページの(9)になりますが、介護保険制度の円滑な運営の9つの基本目標によりまして、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らし続けられる町を目指し、住民関係者、事業者、行政が共に力を合わせて地域包

括ケアシステムの構築を図る内容となっております。

また、41ページをお願いいたします。

第9期計画の介護保険料についてであります。

基準月額4,400円、年額5万2,800円で、第5期から5期連続で据置きとなっております。介護保険施行令その他の関係法令改正に伴い、各層区分を現在の9段階から13段階へ多段階化し、高所得者の負担割合の引上げ、低所得者の負担割合の引下げによる所得再分配機能の強化によりまして、介護保険制度の持続可能性の確保が図られております。今後は、本計画に基づき、医療、保健、福祉、介護が連携し、高齢者の方が安心して暮らせる支え合いのまちづくりに努めてまいります。

続きまして、9点目の第4期広尾町障害者計画の策定についてであります。

行政報告資料3であります。

本町におきます障がい者福祉施策は、第3期広尾町障害者計画を令和3年度から令和5年度までの3年間推進してまいりました。このたび第4期広尾町障害者計画として新たに令和6年度から8年度までの計画を作成するため、広尾町障害者計画策定委員会に諮問し、審議をいただき、先日答申をいただきましたので報告をいたします。

今回の第4期広尾町障害者計画は、令和6年度から3か年間、本町における障がい者福祉施策に関する基本的な方向を示しているところでありまして、第3章の広尾町障害者計画並びに第4章の広尾町障害福祉計画並びに広尾町障害児福祉計画の3つの計画を町の上位計画や国・道の指針・計画と調和を図りながら、一体的に策定しております。

先般、委員からは、本町の障がい福祉が一層充実することを希望するとの意見を加えた答申が出されているところであります。今後は、本計画の基本目標である「誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現のため、相談支援、福祉サービスの充実や障がいへの理解と交流をより一層推進し、障がい者福祉の向上に努めてまいります。

次に、10点目の第2期広尾町食育推進計画の策定についてであります、

今回の第2期計画は、令和6年度から令和17年度までの12か年を計画期間とし、別紙の行政報告資料4の4ページにあります基本目標の「健康寿命の延伸につながる食育の推進」を図るため、課題として若い世代の朝食の欠食が多いこと、学童期、壮年期、高齢期の肥満が挙げられることから、妊娠期から高齢期までのくくりごとに課題解決のための施策と取組、そして8ページであります、8ページをお願いいたします。目標値をそれぞれ定めたものとなっているところであります。

なお、本計画策定に当たりましては、食育推進委員会におきまして、審議を重ねていただき、承認されたところであります。

今後は、本計画の基本理念である「町民が生涯にわたって「食」に関心を持ち、健全な「身体」と豊かな「心」を育むとともに、食の魅力があふれる元気な「まちづくり」の実現のため、食育を推進してまいります。

次に、11点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについてであります。

令和3年度からスタートいたしました当該実施計画につきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、事業の追加や修正など、毎年見直しを行うこととしております。今回、令

和6年度以降、新たに実施を予定している事業と登載済事業で事業内容や事業費等が大きく変更となった事業に係る見直しを行ったところであります。報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） それでは、行政報告資料5をご覧くださいと思います。

第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについて、補足説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

（1）、見直しの内容です。今回の見直しは、令和6年度以降、新たに実施を予定している事業の追加登載と登載済事業で事業内容・事業費等が大きく変更となった事業の内容変更、以上の2点であります。

次に、（2）、追加・変更事業数です。新規追加が6事業、変更が23事業、合計29事業です。

（3）、（4）は、見直しに伴う事業費の関係です。今回の見直しに伴い、事業費は10億9,658万円の増額となり、見直し後の事業費の総合計は435億7,449万1,000円となるものです。

2ページ以降が追加事業の内容となります。

このうち令和6年度当初予算に計上している事業については、説明を省略させていただきます。

初めに、2ページ、3ページをご覧ください。

上から4つ目の事業、小中学校エアコン整備事業です。この事業は、町内小中学校のエアコンの整備を行うものです。令和5年度に補正予算を計上し、6年度の事業実施を予定しており、総事業費は1億5,030万円となるものです。

追加事業の説明は、以上となります。

次に、2枚めくっていただきまして、6ページ、7ページをご覧ください。

変更事業の内容についてご説明します。各事業の中央の事業費と財源内訳の欄については、上段が変更前、下段が変更後の金額となっております。こちらも令和6年度当初予算に計上している事業については、基本的に説明を省略させていただきます。

初めに、6ページの一番上の事業、サンタランド振興事業です。この事業は、サンタランド認定40周年記念事業として、令和6年度の事業費が増加し、560万円を追加するもので、総事業費も同じく変更前と比較し、560万円の増額となります。

次に、上から3番目の事業、十勝港物流調査事業です。この事業は、十勝港の定期航路開設に向け、令和5年度に物流体系構築検討業務を追加するものであります。総事業費は800万円の増額となります。

2枚めくっていただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。

上から2番目の事業、特別養護老人ホーム改築事業です。この事業は、施設面積の増加と資材及び人件費の高騰、令和7年度の外構工事の追加により、総事業費で7億390万円増額になります。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

上から3番目の事業、国保病院運営交付金です。この事業は、国保病院の第2期中期計画策定に伴いまして、令和5年度から7年度までの事業費が変更となり、1億9,500万円の増額となります。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

一番下の事業、学校施設長寿化工事は、令和2年度に策定した学校施設長寿化計画で内容の精査を行い、令和6年度の事業実施を見送り、令和7年度に広尾小学校校舎、体育館暖房機、豊似小学校体育館の改修等を予定しているもので、事業費は1億5,830万円の減額となります。

次に、3枚めくっていただきまして、20ページ、21ページをご覧ください。

上段のごみ処理対策事業は、現在、十勝管内15町村のごみを共同処理している施設、くりりんセンターの更新整備に伴う負担金となりますが、負担額の精査により、事業費は860万円の減額となります。

変更事業の最後となります。

ひろお防災公園（仮称）整備事業です。昨年の実施計画変更以降、整備内容の検討を進めていく中で、町議会における防災公園整備に係る調査特別委員会での提言等も踏まえまして、令和6年度につきましては、予定していた整備工事を先送りし、アンケート調査など町民の意見を幅広く聞くための取組を予定しています。事業費については、昨年の変更から整備内容の精査や物価高騰などの影響もあり、1億930万円の増額となります。

以上で、変更事業の説明とさせていただきます。

次に、24ページ、25ページをご覧ください。

事業費の総括表であります。上段の基本目標別、下段の年度別ごとに集計しております。

下段の年度別の一番下の合計欄をご覧ください。今回の見直しに伴い、事業費は冒頭でも説明したとおり10億9,658万円の増額となり、変更後の総事業費は435億7,449万1,000円となるものであります。

この実施計画の見直しにつきましては、2月28日開催の第2回広尾町まちづくり推進計画委員会において承認を受けているところであります。

以上、第6次まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについて補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、7日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前10時56分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

再開します。

◎日程第8 令和6年度予算の概要

- 1、議長（堀田） 日程第8、令和6年度予算の概要について説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） それでは、予算の概要について説明申し上げます。

お手元の資料をご用意いただければと思います。予算の概要についてという資料であります。A4縦のこれです、すみませんが。2、3枚の薄いやつです。

- 1、議長（堀田） 前もって自宅に郵送されている資料です。確認できましたか。よろしいでしょうか。

（「横のやつ」の声あり）

- 1、町長（村瀬） 縦です。

- 1、議長（堀田） 事前にご自宅に郵送されていると思いますが。
（不規則発言あり）

- 1、町長（村瀬） 縦のやつです。A4縦です。

- 1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 16 分 再開

再開します。

村瀬町長、再度登壇願います。

- 1、町長（村瀬） それでは、令和6年度の予算の概要について説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年第1回広尾町議会定例会におきまして、新年度の各会計の予算案をご審議いただくに当たり、予算編成の考え方と概要について申し上げます。

令和6年度は、町長の改選期であり、当初予算案は義務的・経常的経費など、町政運営の基本と

なる経費を中心にした「骨格予算編成」としてありますが、事業の緊急性や実施時期などを考慮し、これらに関する予算も計上しております。

以上の考え方にに基づき、令和6年度の一般会計ほか、各会計の予算を次のとおり編成をしたところであります。

令和6年度広尾町各会計別予算であります。

まず、一般会計であります。予算額74億3,000万円であります。

次に、特別会計であります。

港湾管理特別会計 1億480万円であります。

国民健康保険事業勘定特別会計 8億8,300万円であります。

介護保険特別会計 7億550万円であります。

介護サービス事業特別会計16億3,230万円であります。

後期高齢者医療特別会計 1億4,280万円であります。

病院事業債管理特別会計4,502万7,000円であります。

特別会計の合計が35億1,342万7,000円となったところであります。

次に、企業会計であります。

水道事業会計 4億7,555万5,000円であります。

下水道事業会計 6億4,235万8,000円で、企業会計の合計が11億1,791万3,000円となり、総合計で120億6,134万円となったところであります。

前年度当初予算との比較では、一般会計におきましては、総額で1億300万円の増で、率で1.4%の増としています。

また、前会計では14億3,818万3,000円の増、率で13.5%の増としています。

次、2ページであります。

会計別予算の概要であります。

1として、一般会計であります。

まず、歳入であります。

町税は、前年度当初予算との比較で3,987万3,000円の増、率で4.4%の増を見込んでいます。

地方交付税はじめ、地方譲与税、交付金等の歳入の積算については、国の地方財政計画等を勘案し計上しました。

地方譲与税につきましては、森林環境譲与税の増により、全体で550万6,000円の増、率で3.4%の増を見込んでいます。

交付金については、利子割交付金で減、法人事業税交付金及び環境性能割交付金で増を見込んでいます。交付金全体では1,270万円の増を見込んでいます。

地方交付税については、地方財政計画では1.7%の増となっております。

普通交付税は33億9,400万円を計上し、前年度決定額35億1,045万8,000円に対し、1億1,645万8,000円の減、率で3.3%減を見込み、前年度当初予算比較では2,400万円の増、率で0.7%の増を見込んでいます。

特別交付税は3億円を見込み、地方交付税全体では36億9,400万円の計上、前年度当初予算との比較で1.8%の増を見込んでおります。

臨時財政対策債は1,000万円を見込み、前年度決定額との比較では1,078万6,000円の減、率で51.9%の減、当初予算比較では1,500万円の減、率で60.0%の減を見込んでいます。

臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は37億400万円、前年度決定額との比較で8,724万4,000円の減、率で2.3%の減、当初予算額との比較では4,900万円の増、率で1.3%の増となっています。

分担金及び負担金については、農林水産業負担金の草地整備受益者負担金などの減により、955万9,000円の減、率で4.3%の減を見込んでいます。

使用料及び手数料は、公営住宅使用料などの減により、5.6%の減を見込んでいます。

国庫支出金につきましては、8.4%の減の見込みとしています。

道支出金については、2.5%増の見込みとしています。

財産収入については、11.7%減の見込みとしています。

繰入金は、公債費の港湾借換債満期一括償還財源として、減債基金から2億4,000万円の繰入額を計上しているほか、ふるさと納税寄附金を活用し、まちづくり基金などの繰入れを見込んでいます。財政調整基金からの繰入金は1億9,500万円で、全体で6億2,833万7,000円を見込んでいます。

町債につきましては3億4,010万円で、前年度当初予算比較で4,910万円の減になっております。

続きまして、歳出の関係であります。

歳出の主な計上内容を款別に申し上げます。

まず、1款議会費であります。議員報酬はじめ、経常的経費を計上しています。

2款総務費であります。経常的及び継続的事業費をはじめ、地球温暖化対策実行計画策定業務委託、奨学金返還支援助成事業、農山漁村ホームステイ事業等の事業費を計上しています。

3款民生費であります。緊急通報委託事業、コミュニティソーシャルワーカー配置事業、高校生までの医療費の無料化など、高齢者や児童に係る継続的な福祉施策のほか、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険特別会計、介護サービス特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しています。

4款衛生費であります。保健衛生に係る経常的及び継続的事業をはじめ、風疹検査事業、産後ケア事業、不育症治療費等助成費の計上のほか、十勝圏複合事務組合負担金、南十勝複合事務組合負担金、水道事業会計補助金、病院事業運営交付金及び貸付金などを計上しております。

5款農林水産業費であります。農業振興、林業振興及び水産業振興に係る継続的事業費のほか、赤潮対策事業などを計上しています。

6款商工費であります。商工振興事業補助金をはじめ、中小企業対策、労働対策、観光振興、各種祭り開催経費、サンタランド事業費など経常的及び継続的事業費を計上、また、ふるさと納税推進事業に要する費用を計上しています。

7款土木費であります。町道の整備や道路維持事業、港湾管理事業、公営住宅管理事業などの経常的及び継続的事業費をはじめ、港湾直轄事業負担金や下水道事業会計補助金、臨時的事業として

橋りょう補修事業、防げん材改修事業などを計上しています。

8款消防費、とかち広域消防事務組合負担金のほか、非常備消防費に係る消防団活動事業費などを計上しています。

9款教育費であります。学校教育、社会教育、スポーツ振興事業などの経常的及び継続的経費を計上しています。

10款災害復旧費は、科目存置であります。

11款公債費であります。長期債の元利償還費及び一時借入金利子を計上しています。

次に、特別会計であります。

港湾管理特別会計であります。

港湾施設の維持管理経費など経常的及び継続的事業費を計上しております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計であります。

医療給付費等、経常的及び継続的事業費を計上しています。

次に、介護保険特別会計であります。

介護保険給付費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業費及び生活支援体制整備支援事業費を計上しています。

次に、介護サービス事業特別会計であります。

施設運営費等の所要事業費のほか、特別養護老人ホーム建替事業費を計上しています。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

後期高齢者医療制度に係る保険料の撤収、申請・届出、保険証の引渡しなどの所要事業費を計上しています。

次に、病院事業債管理特別会計であります。

広尾町国民健康保険病院の事業に係る地方債の償還や、新たな借入れ及び病院への貸付金を計上しています。

次に、水道事業会計であります。

上水道及び簡易水道施設の維持管理費など経常的及び継続的事業費のほか、配水管・計装設備事業費を計上しています。

次に、下水道事業会計であります。

下水道管渠及び処理場の施設管理費のほか、処理場の修繕・改築事業費や個別排水処理施設整備事業など経常的及び継続的事業費を計上しているところであります。

以上をもちまして、予算編成の考え方と概要について申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、説明を終わります。

◎日程第9 議案第4号～日程第12 議案第7号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第4号 広尾町使用料・手数料等審議会条例の制定についてか

ら日程第12、議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第4号から議案第7号を一括して提案理由を申し上げます。

本条例案4件につきましては、委員報酬の見直しに伴い、非常勤特別職の報酬を定める条例の別表を整理し、現在、設置根拠を規則や要綱で定めている委員会について、地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づき附属機関として条例制定するなど、委員会の整理を行いたいとするものであります。

最初に、議案第4号 広尾町使用料・手数料等審議会条例の制定についてであります。

お手元の議案資料1ページをお願いいたします。

使用料・手数料等審議会に関する現行規則との対照表であります。第1条の設置から次のページの第6条までについては、文言等の整理を行っているところであります。第7条では第4項を追加し、審議会の議事の決定方法を制定しております。

続きまして、議案第5号についてであります。広尾町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてであります。

お手元の資料は3ページであります。

予防接種健康被害調査委員会を規定している現行の要綱との対照表であります。こちらにつきましても、規定内容の文言整理のほか、第5条として委員長について、第6条として招集方法、第7条として庶務の所管、第8条として補足を追加するものであります。

続きまして、議案第6号 広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画運営推進委員会条例の一部改正についてであります。

資料の5ページに新旧対照表があります。

本改正条例は、この条例に規定されている当該計画の運営推進等を目的とする委員会と別の条例に規定されている当該計画を策定するための審議会、これを1つに統合したいとするものであります。第1条に規定する設置の目的に審議会に関する事項を追加し、統合される審議会条例を附則で廃止するものであります。

続きまして、議案第7号であります。非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についてであります。

冒頭申し上げましたように、委員会報酬の見直しとともに、別表にあります委員会等の整理を行っております。

資料6ページに新旧対照表があります。

資料7ページからは、条例の別表の対比表になっております。

なお、新たに制定する資料8ページの委員会委員の報酬額については、2月16日開催の特別職報酬等審議会に諮り答申をいただいたものであります。

これら条例4件につきましては、令和6年4月1日から施行したいとするものであります。
以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案4件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第4号 広尾町使用料・手数料等審議会条例の制定についてから議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についてまでの4件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第7号までの4件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案4件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案4件は討論を省略します。

これより議案第4号 広尾町使用料・手数料等審議会条例の制定についてから議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についてまでの4件を一括採決します。

お諮りします。本案4件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号～日程第14 議案第9号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第8号 広尾町監査委員条例の一部改正についてと日程第14、議案第9号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第8号 広尾町監査委員条例の一部改正について及び議案第9号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、いずれも地方自治法の一部改正に伴い、条ずれが生じることから、議案資料の9ペ

ージ、10ページの新旧対照表にありますように、引用箇所をそれぞれ改めるものであります。

なお、これら条例の2件につきましては、改正法施行日に合わせ、令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第8号 広尾町監査委員条例の一部改正についてと議案第9号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号と議案第9号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第8号 広尾町監査委員条例の一部改正についてと議案第9号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第10号 広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第10号 広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、番号法の改正により引用する関係条例の一部を改正したいとするものであります。

議案資料の11ページであります。

新旧対照表であります。第2条に第5号の特定個人番号利用事務と第6号の利用特定個人情報の定義を加え、第4条では定義を追加したことに伴う文言整理を行うものであります。

本条例は、改正法施行の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第10号 広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている会計年度任用職員への支給除外規定を削るものであります。

議案資料の12ページに新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

なお、本条例は、附則におきまして令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第12号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第12号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正及び国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランによる関係法施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案資料は13ページであります。

新旧対照表であります。

第15条第1項の改正は、認定こども園法の一部改正により項ずれが生じたため、引用している箇所を改正するものであります。

第23条の改正は、施設の重要事項に関する書面掲示の義務づけが見直され、書面掲示に加え、インターネットを利用し、公衆の閲覧に供するよう改めるものであります。

次のページの第36条第3項では、読替規定について所要の改正を行い、第53条第2項では磁気ディスク、CD-ROM等による書面等の交付、提出方法を定めた規定について記録媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改めるものであります。

本条例は、附則におきまして公布の日から施行することとし、第23条、揭示等の改正規定は令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第12号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第13号 広尾町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第13号 広尾町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までの介護保険料の基準額を年額5万2,800円、月額4,400円とするとともに、保険料率の特例措置、低所得者に対する公費負担軽減についても引き続き定めるものであります。

今回提案いたしました介護保険料については、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までの基準額と同額となっておりますが、介護保険法施行令その他の関係法令の改正により、階層区分につきましては現在の9段階から13段階にしたほか、高所得者の負担割合の引上げや、低所得者の負担割合の引下げによる所得再分配機能の強化により、介護保険制度の持続可能性の確保が図られております。

また、保険料の算定等を含めた介護保険事業計画の策定に当たりましては、当該計画の所管委員会においてご審議をいただいております。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 議案第13号につきまして補足説明をいたします。

議案資料の16ページをご覧ください。

今回の改正趣旨につきましては、保険料の区分をこれまでの9段階から13段階へ4段階増やし、所得の高い方の保険料を引き上げ、その増収分をもって所得の低い方の保険料を引き下げること、第1号保険者間での所得再分配機能を強化し、介護保険制度の持続可能性を確保しようとするものでございます。

資料の表をご覧ください。

表の下段、太枠で囲んだ第10段階から第13段階までは、今回の改正で新たに設ける保険料の区分です。下から4つ目の第10段階につきましては、表の中央右側、国が示す負担割合の欄、②、改正後の列、1.90に対しまして、その右側、広尾町の負担割合等の欄、太枠の改正後、⑤、負担割合の列、1.90と国と同じ率にし、保険料を⑥、年額の列、10万800円とします。これと同様に、第11段階から第13段階まで記載のとおり負担割合を国と同じ率とし、それぞれ保険料を設定しております。

次に、表の上段、太枠で囲んだ第1段階から第3段階までは、今回の改正で保険料を引き下げます。一番上の第1段階につきましては、表の中央右側、国が示す負担割合の欄、①、改正前の列、0.30から②、改正後の列、0.285に改正され、これを受け、本町の負担割合につきましても、右側太枠の改正後、⑤、負担割合の列、0.285と同じ率とし、保険料を改正前、④、年額の列、1万5,800円から改正後、⑥、年額の列、1万5,000円に引き下げます。これと同様に、第2段階から第3段階まで記載のとおり改正後の国の負担割合と同じ率とし、それぞれ保険料を引き下げます。

なお、表の中段、第5段階は保険料の基準額でございます。一番右の⑥の年額の列、5万2,800円、月額にして4,400円は、このたび策定しました第9期計画において定められたもので、現行の第8期計画と同額となり、第5期から5期連続で据置きとなりました。第9期計画期間の令和6年度から8年度までの3年間は、この低い水準の保険料を維持し、高齢者の皆さんに負担をかけぬよう、介護保険の適正で健全な運営を図ってまいります。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第13号 広尾町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号～日程第20 議案第15号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第14号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてと日程第20、議案第15号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第14号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について及び議案第15号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、いずれも介護保険関係基準省令の改正、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等に基づく厚生労働省令の改正に伴い、管理者の兼務範囲を明確にする改正や身体的拘束等の適正化、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング等の条項を新たに追加し、先ほどの議案第12号と同様に、書面揭示規則の見直し、記録媒体についての改正などを行うものであります。

議案資料の19ページであります。

先ほど申しあげました改正のほか、議案第14号では第5条から次のページの第7条まで、24ページの第33条の改正は介護予防支援の円滑な実施のため、新たな規定を追加しております。

資料の28ページであります。議案第15号では、第4条でケアマネジャー1人当たりの取扱件数について、第6条で公正中立性の確保のための改正を行うものであります。

なお、本条例は、いずれも令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第14号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてと議案第15号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号と議案第15号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第14号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてと議案第15号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号～日程第22 議案第17号

1、議長（堀田） 日程第21、議案第16号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてと日程第22、議案第17号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第16号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について及び議案第17号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、いずれも地方自治法の一部改正と地方公営企業法に定められた業務状況説明書類の作成を規定する条項を新たに追加するほか、文言等の整理を行うものであります。

議案資料の36ページであります。

議案第16号の新旧対照表であります。

第6条で地方自治法改正に伴う条ずれの改正と、業務状況説明書類の作成を第8条として新たに追加しております。

次に、議案資料の38ページであります。

議案第17号であります。同じく第6条で自治法改正に伴う条ずれの改正と、業務状況説明書類の作成を第8条で新たに追加しております。

なお、本条例は、それぞれ改正法施行日に合わせ、令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第16号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてと議案第17号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号と議案第17号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第16号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてと議案第17号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第18号～日程第24 議案第19号

1、議長（堀田） 日程第23、議案第18号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正についてと日程第24、議案第19号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第18号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正について及び議案第19号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、いずれも令和5年5月に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律において水道法の一部が改正となり、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の改正のほか、文言整理を行うものがあります。

議案資料の40ページであります。

議案第18号であります。

第5条及び第38条第2項、第43条第1号の改正は、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

議案資料の42ページであります。

議案第19号であります。

第5条第1項第6号の改正は、水道技術管理者の資格につきまして、「厚生労働大臣の登録を受けた者」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者」に改めるものであります。

なお、本条例は、それぞれ整備法施行日に合わせ、令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第18号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正についてと議案第19号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号と議案第19号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第18号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正についてと議案第19号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日6日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 0時02分